

(審査基準)

麻薬及び向精神薬取締法

(免許)

第三条 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は厚生労働大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は都道府県知事が、それぞれ麻薬業務所ごとに行う。

2 次に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。

<中略>

五 麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者の免許については、医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けている者又は医薬品医療機器等法の規定により医薬品の販売業の許可を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの

六 麻薬小売業者の免許については、医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けている者

七 麻薬施用者の免許については、医師、歯科医師又は獣医師

八 麻薬管理者の免許については、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師

九 麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者

3 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

一 第五十一条第一項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

二 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

三 前二号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)、あへん法、薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)、医薬品医療機器等法、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

四 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

五 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

六 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるものの

麻薬及び向精神薬取締法施行規則

(免許の申請)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号。以下「法」という。)第三条第一項の規定により、<中略>、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第一号様式による申請書に、免許を受けようとする者(免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（愛知県規則第四十六号）

（麻薬卸売業者の麻薬保管庫の基準）

第三条 麻薬卸売業者の麻薬保管庫は、次に掲げる基準を満たしていなければならない。

- 一 天井及び壁は、鉄筋コンクリートで作られ、かつ、厚さが二十センチメートル以上であること。
ただし、天井又は壁がこれと同等以上の強度、耐火性その他の性能を有すると認められる場合は、この限りでない。
- 二 天井は、高さが百八十センチメートル以上、床面積が三・三平方メートル以上であること。
- 三 出入口には、鉄格子戸及び鉄扉（盗難を防止する上で十分な施錠をすることができるものに限る。）が備えられていること。
- 四 鉄扉は、厚さが九センチメートル以上であり、かつ、内部が不燃材料で作られていること。
- 五 常時監視することができる警備体制が講じられていること。
- 六 非常ベルが備えられていること。
- 七 通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子を備える等盗難を防止する上で十分な対策が講じられていること。

（添付書類）

1 麻薬卸売業者

- ①免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害の有無、麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- ②法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に当たっては、登記事項証明書、定款、組織規定（図）、業務分掌表等、当該法人又は団体における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類
- ③麻薬保管庫構造設備仕様書
- ④麻薬保管庫の平面図及び立体図

2 麻薬小売業者

- ①免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害の有無、麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- ②法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に当たっては、登記事項証明書、定款、組織規定（図）、業務分掌表等、当該法人又は団体における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類

3 麻薬施用者・麻薬管理者

- ①免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害の有無、麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- ②医師免許証、歯科医師免許証、獣医師免許証、薬剤師免許証の何れかの原本。（原本を確認後、お返しします。）

4 麻薬研究者

- ①免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害の有無、麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- ②申請者の履歴書
- ③麻薬を必要とする理由書